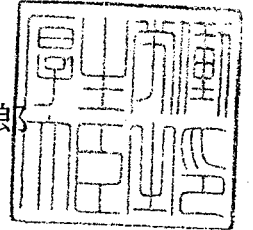


厚生労働省発薬食第0706055号
平成18年 7月 6日

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 川崎

二郎



諮問書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第41条第1項第1号の規定に基づき、下記の化学物質に係る同法第13条第1項に規定する輸入してはならないとする第一種特定化学物質使用製品として、下記の製品を指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

2-（2H-1，2，3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4，6-ジ-tert-ブチルフェノールが使用されている次に掲げる製品

1. プラスチック樹脂成型品
2. 特殊合板（化粧板）
3. ワックス
4. 塗料
5. 接着剤
6. 印刷・感光材料（グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材）
7. シーリング剤、補修剤
8. 芳香剤